

別紙1 遵守事項

番号	遵守事項内容
1	地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
2	関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
3	防災、環境保全、景観保全を考慮し設備の設計を行うよう努めること。
4	一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。
5	発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
6	電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
7	設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
8	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により応じること。
9	防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
10	設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。
11	設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 また、市の求めに応じて積立状況を報告又は開示しなければならない。
12	災害等による損害に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等の適切な保険に加入するよう努めること。